

平成30年度自動車点検整備推進運動の実施細目

I 国土交通省実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。
- ② イベント開催予定地の各地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局、運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）及び自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局運輸事務所を含む。）（以下「地方運輸局等」という。）は、イベントが円滑に開催されるようバックアップする。
- ③ イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- ④ イベントにおいて、全国統一様式を基本としたアンケート調査を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 国土交通省で作成するポスターを地方運輸局等の窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザー等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- ② 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、ポスターの掲示及びチラシの設置について協力を要請する。また、各団体で発行する広報紙等への掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ③ 大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災を防止するために必用な点検・整備を啓発するチラシや、別紙の資料等を地方運輸局等の窓口などへ備え置く又は配付するなどして、自動車ユーザー等に対し周知する。
- ④ 政府広報を積極的に活用し、啓発活動を行うよう努める。
- ⑤ 国土交通省のホームページ及び各地方運輸局等のホームページを用いて点検・整備の必要性や重要性を周知するよう努める。
- ⑥ 集客の見込める施設又は催し物等（Jリーグのスタジアム、プロ野球の球場等）の電光掲示板を活用した啓発活動等、注目度の高い媒体を活用した啓発活動の実現に努める。
- ⑦ 「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行うとともに、地方運輸局等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
- ⑧ 乗合旅客自動車運送事業者の協力を得ながら、バス車両の前面に横断幕を掲示す

ることにより、運動の周知を図る。

- ⑨ 国土交通省が保有する公用車について、車種に応じた適切な点検・整備の励行を図る。
- ⑩ 庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

(3) 講習等の実施

自動車ユーザー（整備管理者を選任している事業者など）を対象とした講習会を計画し、受講者に対し本運動の趣旨、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料等を活用するとともに、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

整備不良等に起因する車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の趣旨、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料等を活用するとともに、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

特に、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校などに赴き、別紙の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法について、特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) 前検査受検車両の定期点検整備の推進

- ① 前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況調査を実施する。また、2回連続で前検査を受検した自動車ユーザーに対しては、啓発内容を強化したハガキを送付することにより、定期点検整備をより一層確実に実施す

るよう呼びかける。

- ② 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。
- ③ 前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

強化月間中に実施する街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行を指導する。

なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示する。

(3) 重点点検の実施

運送事業用の大型車ユーザーに対し、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等に関する重点点検の実施、結果報告への協力を依頼する。特に、別紙の資料等を活用し、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。

(4) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発

不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

(5) 公用車の点検・整備

他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。

Ⅱ 協議会・連絡会構成団体実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 協議会で「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するための記者発表を行うとともに、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなイベントを開催する。

なお、イベントにおいては技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チームの自動車整備士から点検・整備のPRが行われることが望ましい。

- ② 協議会を構成する地方組織でより多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性

や重要性が伝わるようなイベントを開催する。

- ③ イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- ④ イベントにおいては、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるとともに、新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、点検・整備の必要性や重要性を視覚的に訴えけるとともに、実施方法について周知する。
- ⑤ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- ⑥ 点検・整備に関する実技講習として、「マイカー点検教室」等を開催し、点検・整備の実施方法等を自動車ユーザー等へ説明する。
- ⑦ イベントについては、テレビ、ラジオ、雑誌等（以下「マスメディア等」という。）で広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
- ⑧ 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置くなどして、店頭を訪れる自動車ユーザー等に広報する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
- ③ 国土交通省や一般社団法人日本自動車工業会が作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置くなどして、店頭を訪れる自動車ユーザー等に広報する。（連絡会のみ）
- ④ マスメディア等を用い、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- ⑤ 新聞、雑誌等で広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。
- ⑥ ホームページ、YouTube、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）及びスマートフォン・携帯電話を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。
ホームページ：<http://www.tenken-seibi.com>
スマートフォン・携帯電話：<http://tenken-seibi.com/m/>
- ⑦ 各団体で作成している会報、機関誌及びホームページ等を用いて点検・整備の必要性や重要性を周知する。

- ⑧ 各団体で実施している会議等の機会を捉えて、会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- ⑨ 整備工場又は販売店において、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等を送付するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑩ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。
- ⑪ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) 重点点検の実施

- ① 運送事業用の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の国土交通省が選定する重点箇所に係る点検を実施する。
- ② バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。

(2) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発

整備工場に入庫したディーゼル車について、自動車ユーザーに点検指導を行うとともに、自動車ユーザーの理解を得ながらテスター等で黒煙濃度の測定及びエア・クリーナ・エレメント等の清掃等を重点的に実施する。

平成30年度自動車点検整備推進運動の実施細目 (協議会及び連絡会構成団体別)

1. 地方で開催するイベントへの支援等

●国交省

- a) 自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。
- b) イベントが円滑に開催されるよう協力する。
- c) 各地方関係団体が開催するイベント等に積極的に協力（例：休日の地方運輸局等の敷地の提供、「自動車なんでも相談窓口」の開設等による協力等）し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- d) パネル展示等により、エンジンオイルのメンテナンス不足から車両火災に至るメカニズムを紹介する。
- e) イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、協議会と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- f) 全国統一様式を基本としたアンケート調査を実施する。

●協議会

- a) 協議会を構成する地方組織でより多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるイベントを開催する。
- b) イベントについては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。
- c) イベントについては、テレビ、ラジオ、雑誌等（以下「マスメディア等」という。）で広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。
- d) 幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施する。

●日整連、自販連、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

- a) イベントの中で、点検・整備の必要性や重要性を啓発するためのブースを展開する。（任意）
- b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。
- c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

2. マイカー点検教室等の開催

●日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、ユーザーへの啓発に努める。
- c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●自販連等

販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。

●J A F

各支部では、マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示

●国交省

- a) 地方運輸局等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたチラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- b) 本省において、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に掲示についての協力を要請する。

●自動車機構

地方検査部・事務所を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●軽検協

事務所・支所を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自工会

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自販連、全部協、輸入組合、中販連、全軽自協、J A P A D A、A J

販売店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●日整連

各地方自動車整備振興会、マイカー点検教室等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●J A F

各地方本部、支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●全自協

各地方自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●バス協、全ト協、全タク連

待合室、営業所、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●レンタ協会

営業所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●J A T M A

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●自検協、教育振興財団、車工会、全石商、部工会、B A J、D P 連、J A P A、事故対

本部等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●損保協会、全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）、全労済

支店等を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

●日車協連

会員各社等に送付し、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●全タ協連、電整連、自動車用品小売業協会（A P A R A）

店頭などの自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

●国交省

- a) 地方運輸局等に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に配布する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたチラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。
- b) 本省において、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、窓口へのチラシの備え置きについて協力を要請する。
- c) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが運輸支局等に訪れる際や街頭検査の機

会等を活用し周知する。特に、自動車検査証備考欄に記載の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

- d) 整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、点検・整備の必要性や重要性を受講者に周知する。

●事故対

国土交通省で作成したチラシを、運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に対して配布し、自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車機構

- a) 地方検査部・事務所に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。
- b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し広報する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●軽検協

- a) 事務所・支所に備え置き、窓口を利用する自動車ユーザー等に広報する。
- b) 検査を受けるために自動車ユーザー自らが検査場に訪れる際や街頭検査の機会等を活用し周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、全国部品販売店連合会（JAPADA）、全国オートバイ協同組合連合会（AJ）

- a) 販売店、展示場等に備え置き、店頭を訪れる自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 販売店等で開催する催し物において、来場する自動車ユーザー等に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- c) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日整連

- a) 整備工場等に備え置き、自動車ユーザー等に周知する。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用し、受講者に配布する。
- c) 自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等に関する資料を活用して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●JAF

- a) 全支部・事務所に備え置き、あらゆる機会を捉えて自動車ユーザー等に周知す

る。特に、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、受講者に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●教育振興財団

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●部工会、バス協、全ト協、全部協、全タク連、全石商、自検協、BAJ、DP連、車工会、日本自動車部品協会（JAPPA）、レンタ協会

会員各社に送付し、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。

●損保協会、JA共済連、全労済

支店等に備え置き、店頭を訪れる自動車ユーザー等に対し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

●国交省

- a) 点検・整備に係る啓発記事等を政府広報に掲載し、自動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 地方運輸局等においても、各地方公共団体の広報紙等への掲載を依頼し、より広く自動車ユーザーに点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- c) 集客の見込める施設又は催し物等（Jリーグのスタジアム、プロ野球の球場等）の電光掲示板を活用した広報活動等、注目度の高い媒体を活用した啓発活動の実現に努める。

●国交省・協議会

- a) 日常及び定期点検整備の励行に関するウェブコンテンツを制作・掲載し、周知する。
- b) 雑誌等に点検・整備に関する記事を掲載する。
- c) 上記 a)、b)において別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

●日整連

- a) ラジオ、新聞等により、点検・整備の確実な実施等について呼びかける。
- b) 上記 a)において点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

●自工会

- a) ラジオ、雑誌等により、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) ホームページ、雑誌等で広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する。

●自販連、全軽自協、輸入組合

新聞、雑誌等に広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する。

●連絡会

- a) ラジオ等により、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、適切な点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 上記 a)において点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の実施方法、必要性や重要性について周知する。

●関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

●国交省

「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行うとともに、地方運輸局等を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●自動車機構

「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行うとともに、地方検査部・事務所を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●軽検協

「自動車点検整備推進運動実施中」のワッペンの着用を行うとともに、事務所・支所を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

●バス協

乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

●国交省

- a) 前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。また、2回連続で前検査を受検した自動車ユーザーに対しては、啓発内容を強化したハガキを送付することにより、定期点検整備をより一層確実に実施するよう呼びかける。
- b) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発を図るため、不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

●軽検協

前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況を調査する。

●自販連等

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

●日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

●国交省

- a) 国土交通省が保有する公用車について、車種に応じた適切な点検・整備の励行を図る。また、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。
- b) 庁舎の館内放送・イントラネット等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。

- d) 前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。
- e) 街頭検査の機会等において、前面ガラスに期日の過ぎた「点検整備済ステッカー」が貼付されていないか確認し、貼付されている場合には、剥がすよう指示するとともに定期点検整備の必要性や重要性を強く訴える。
- f) 運送事業用の大型車ユーザーに対し、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検の実施、結果報告への協力を依頼する。特に、別紙の資料等を活用し、タイヤ・ホイールの脱落事故及び車両火災事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。
- g) エンジンオイルの劣化、オイルフィルタの誤った取付け、ブレーキペダルの戻り不良による車両火災事故、ブレーキ液やブレーキホースの劣化による車両事故、バッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法について周知する。

●日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●全ト協、バス協、日整連、その他関係団体等

- a) 国土交通省が協力を依頼する重点点検の実施、結果報告について、その協力を努める。
- b) バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。
- c) 整備工場に入庫したディーゼル車について、自動車ユーザーに点検指導を行うとともに、自動車ユーザーの理解を得ながらテスター等で黒煙濃度の測定及びエア・クリーナ・エレメント等の清掃等を重点的に実施する。

●関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力を努める。

(別紙)

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付け、国自整第38号）
・ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加（平成27年8月プレス資料）	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付け、国自整第196号）
・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月プレス資料）	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付け、国自整第213号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付け、国自整第315号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付け、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付け、国自安第249号、国自整第365号）

・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成２８年３月プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成２８年３月４日付け、国自安第２６８号、国自整第３９３号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成２８年４月プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成２８年４月２２日付け、国自整第１６号、国自安第６号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成２８年６月プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成２８年６月２３日付け、国自審第５０９号、国自安第５３号、国自整第７３号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成２８年６月２３日付け、国自安第５８号、国自整第７６号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成２８年７月プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成２８年７月２６日付け、国自整第１２７号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成２７年１２月２５日付け、国自整第３２１号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成２７年１２月２５日付け、国自整第３２２号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成２９年３月プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成２９年３月２８日付け、国自整第３９８号）